

議第 8 5 号

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

ライフライン保全対策事業に係る分担金を徴収するため改正しようとする。

高山市分担金徴収条例の一部を改正する条例

高山市分担金徴収条例（昭和56年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第1条—第3条関係） 下水道関連事業（略） 畜産関連事業			別表第2（第1条—第3条関係） 下水道関連事業（略） 畜産関連事業		
事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率	事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率
畜産担い手育成総合整備事業	受益者で、その事業の施行に係る区域内に土地を所有しているものの	基本施設整備に係る工事費の100分の25 基本施設整備に係る事務費の100分の50 基本施設整備に係る建設利息の100分の100	畜産担い手育成総合整備事業	受益者で、その事業の施行に係る区域内に土地を所有しているものの	基本施設整備に係る工事費の100分の25 基本施設整備に係る事務費の100分の50 基本施設整備に係る建設利息の100分の100
			雪害対策関連事業		
			事業名	被徴収者の範囲等	分担金の率
			ライフライン保全対策事業（岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱（平成27年4月1日防第23号）第2条に規定する補助対象事業）	受益者である一般電気事業者	事業費の100分の50

附 則

この条例は、公布の日から施行する。